

第1編 総説

1 釧路市の概要

平成17年10月11日に釧路市、阿寒町、音別町が合併して、新生「釧路市」が誕生した。

人口は、152,886人（令和7年4月末現在の住民基本台帳）で道内では6番目に多く、約1,363km²の面積は道内で3番目に広い。

当市は北海道の東部に位置し、南は太平洋の海原に面し、北は日本百名山に指定されている阿寒岳に至り、阿寒摩周国立公園と釧路湿原国立公園の二つの国立公園を擁する自然豊かな地域である。気候は、沿岸部では一年を通して冷涼で、7月から9月の最高気温の平均が約28度であることから、夏には長期滞在地として選ばれている。また、主に6月から8月にかけて霧が発生することもあるが、秋から冬にかけて晴天の日が多く、年間の日照時間は札幌よりも多い。（令和6年、気象庁データ）

当市の経済は、農業、林業、水産業の第一次産業とそれに関連する食品加工業、製紙、石炭鉱業そして観光業を柱として発展し、物流を支える「港」「空港」「鉄道」「道路」が整備されてきた。そして「高速道路網」が釧路に延伸されたことで、物流、観光の伸展がもたらす波及効果に期待が寄せられている。

釧路市の行政においては現在、「都市経営」の視点による新たなまちづくりの指針として「釧路市まちづくり基本構想」を策定し、「経済活性化」を主軸に、地域経済を担う主役となる「人材育成」と経済活動を展開する舞台となる「都市機能向上」を重点戦略と定め、目指すべきまちづくりを実現するための取り組みを進めている。

★ 位 置

- ・北緯 42度58分10秒 ・東経 144度22分24秒
- ・面積 1,363.26km²

合併（平成17年10月11日、新設合併）前の旧3市町

釧路市

明治13年釧路戸長役場が置かれる。明治33年に北海道1級町村制が施行され釧路町が誕生、大正9年には北海道区制が施行され釧路区となり、この時釧路村を分村。大正11年に市制が施行され、釧路市が誕生。昭和24年に鳥取町と白糠村の一部を編入合併。

市名の由来・・・アイヌ語による以下の諸説があるが定かではない。「クッチャロ」（のど）、「クシベツ」「クシナイ」（通り抜けることのできる川）、「クシュル」（通路）、「クスリ」（薬・温泉）

阿寒町

明治20年阿寒郡戸長役場を設置。大正12年に2級町村制が施行され、舌辛村が誕生。昭和12年には鶴居村が分村し、村名を阿寒村に改称。昭和15年に1級町村制が施行され、昭和32年に町制を施行。

町名の由来・・・アイヌ語で「不変・不動」という意味の単語から

音別町

大正4年に尺別村戸長役場を設置して、白糠村から分離独立。大正8年には2級町村制が施行され尺別村となり、大正11年、音別村に改称。昭和34年に町制を施行。

町名の由来・・・アイヌ語の「オムベツ」（川口がふさがる）から

2 都市宣言等

障害者福祉都市

- 生活環境改善事業
- 早期療育推進事業
- 障害者福祉サービス事業
- 市民啓発事業

(昭和55年8月指定)

高齢者福祉宣言

すべての世代がふれあい、笑顔があふれるまちをめざして、私たち釧路市民は、ここに高齢者福祉を宣言します。

- 1 あいさつを交わしあい、あたたかく見守りましょう。
- 1 思いやりの心でふれあい、楽しく暮らしましょう。
- 1 生きがいを持ち、自分の夢の実現に努めましょう。
- 1 世代を超えて、豊かな心、安らかな心、助けあいの心を持ちましょう。
- 1 高齢者を敬い、いきいきとした高齢者社会を喜びあえるようにしましょう。

(平成11年9月15日宣言)

スポーツ都市宣言

私たち釧路市民は、湿原をわたるさわやかな風やしばれる大地の中で、スポーツに汗を流し、スポーツ環境をととのえ、スポーツによる健やかなまちづくりをめざして、ここに「スポーツ都市」を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、健康な心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを楽しみ、明るい生活をおくりましょう。
- 1 スポーツを愛し、友情とふれあいの輪をひろげましょう。
- 1 スポーツを通し、世界にはばたくスポーツ都市釧路をめざしましょう。

(平成元年6月1日宣言)

生涯学習都市宣言

凛^{りん}とした郷土^{ふるさと}に生きるわたしたちは
地球家族の一員として
豊かな個性と生きがいを求め
自ら学びつづけます
輝^{あした}く明日をひらくために

(平成5年5月8日宣言)

※ 以上は、旧釧路市の都市宣言を継承したもの。

交通安全都市宣言

多発する交通事故は、深刻な社会問題となっている。わたしたち釧路市民は、交通道德を守るとともに、全市民協力のもと交通安全活動に積極的に参加し、交通事故のない明るく住みよい市民生活の実現を決意し、ここに「交通安全都市」とすることを宣言する。

(平成18年7月14日宣言)

核兵器廃絶平和都市宣言

恒久平和と安全を実現することは、人類共通の願いであり、釧路市民の心からの希求である。

核兵器は、人類はもとより全ての生命の存続に深刻な脅威を与えている。

世界唯一の被爆国であるわたしたちは、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないためにも、この地球上からあらゆる核兵器の廃絶と戦争の根絶を訴えるものである。

美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子どもたちに引き継ぐことは、わたしたちの責任と義務である。

わたしたち釧路市民は、永遠の平和を願い、幸せな市民生活を守る決意をし、人類の幸福に寄与すべく、核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。

(平成18年8月15日宣言)

暴力追放・防犯都市宣言

私たちの日常生活が明るく平穏で、かつ安全であることは、市民の共通の願いである。

しかしながら、社会情勢のめまぐるしい変化に伴い、住民生活を侵害する暴力・犯罪は多様化し、一向に減少する傾向が見られない。

今こそ、私たち市民一人ひとりがこの現実を十分認識し、地域に根ざした運動の推進により、防犯思想の普及・高揚を図るとともに、暴力行為に対しては、組織、個人を問わず、絶対に容認できないものとして厳しく対処すべきものとする。

よって、釧路市は市民の総力を結集し、あらゆる関係機関、団体と連携を図り、市民一人ひとりの協力と実践による犯罪の防止と、暴力のない平和で明るく住みよい市民生活の実現を決意し、ここに暴力追放・防犯都市を宣言する。

(平成18年 8 月 1 日宣言)